

令和6年9月4日

令和6年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和6年9月3日 開会

令和6年9月13日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和6年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年9月4日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第7番	小峰 陽一君
第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君	第10番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

第6番 澤本 幹男君

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	原島 保 君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

# 令和6年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和6年9月4日(水)

午前10時00分 開議

会 期 令和6年9月3日～9月13日 (11日間)

日程	議案番号	議 案 名		結 果
1	—	議長開議宣告		—
2	議案第52号	令和6年度奥多摩町一般会計補正予算(第2号)		原案可決
3	議案第53号	令和6年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)		原案可決
4	議案第54号	令和6年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)		原案可決
5	議案第55号	令和6年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		原案可決
6	議案第56号	令和6年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		原案可決
7	議案第57号	令和6年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)		原案可決
8	議案第58号	令和6年度奥多摩町下水道事業会計補正予算(第1号)		原案可決
9	議案第59号	令和6年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)		原案可決
10	議案第60号	パッカー車(塵芥収集車)購入契約について		原案可決
11	議案第61号	ポンプ自動車購入契約について		原案可決
12	議案第62号	もえぎの湯外壁等改修工事請負契約について		原案可決
13	—	陳情の受付について	6 陳情第1号	総務文教 常任委員会付託
14	—	陳情の受付について	6 陳情第2号	経済厚生 常任委員会付託

(午後2時50分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

昨日のとおり、6 番、澤本議員については欠席届が出ておりますので、ご承知おきください。

次に、本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。日程第 2 議案第 52 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 3 議案第 53 号 令和 6 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 4 議案第 54 号 令和 6 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 5 議案第 55 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 6 議案第 56 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 7 議案第 57 号 令和 6 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 8 議案第 58 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 9 議案第 59 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 52 号から議案第 59 号までの令和 6 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 8 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第 52 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に 3 億 3,856 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 7,130 万 7,000 円とするものでございます。

第 2 条既定の継続費の変更は、第 2 表継続費補正によるもの、第 3 条既定の債務負担行為の追加は、第 3 表債務負担行為補正によるもの、第 4 条既定の町債の変更は、第 4 表町債補正によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

町税は、定額減税による町民税現年課税分の減に伴い、1,672 万 5,000 円を減額し、町税の計を 6 億 3,827 万 7,000 円に、地方特例交付金は、交付決定通知により 1,681 万円を追加し、地方特例交付金の計を 1,763 万 8,000 円に、地方交付税は、交付決定通知により 2 億 540 万 1,000 円を追加し、地方交付税の計を 20 億 5,540 万 1,000 円に、国庫支出金は、

児童手当費負担金の増などに伴い、1,180万円を追加し、国庫支出金の計を3億1,791万7,000円に、都支出金は、特定沿道建築物耐震化促進事業補助金の増などに伴い、265万1,000円を追加し、都支出金の計を24億8,970万6,000円に、寄付金は、教育文化振興基金の増に伴い、500万円を追加し、寄付金の計を1,836万円に、繰入金は、地方交付税の増額交付などに伴い、観光施設等整備基金に5,500万円を戻すなど、1億2,269万9,000円を減額し、繰入金の計を6億5,590万3,000円に、繰越金は、決算による額の確定に伴い、2億3,094万3,000円を追加し、繰越金の計を2億6,094万3,000円に、諸収入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の増などに伴い、1,429万1,000円を追加し、諸収入の計を4億5,495万8,000円に、町債は、臨時財政対策債の発行可能限度額の確定に伴い、891万1,000円を減額し、町債の計を3,608万9,000円とするもので、今回の歳入補正額は3億3,856万1,000円を追加し、歳入の合計額を73億7,130万7,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、地方財政法の規定に基づき、財政調整基金への積立てなど1億5,486万円を追加し、総務費の計を14億1,991万4,000円に、民生費は、児童手当費の増などに伴い、2,744万5,000円を追加し、民生費の計を13億3,736万円に、衛生費は、新型コロナウイルス感染症個別予防接種委託の増などに伴い、2,640万円を追加し、衛生費の計を6億416万4,000円に、農林水産業費は、林道維持補修工事費の増などに伴い、1,843万円を追加し、農林水産業費の計を9億1,302万9,000円に、商工費は、観光施設維持管理費などの増に伴い、657万4,000円を追加し、商工費の計を5億2,699万9,000円に、土木費は、町道維持補修工事費などの増に伴い、8,794万2,000円を追加し、土木費の計を13億308万4,000円に、消防費は、緊急輸送道路沿道建築物等耐震補助金などの増に伴い、849万3,000円を追加し、消防費の計を3億5,793万7,000円に、教育費は、寄附金積立金などの増に伴い、755万7,000円を追加し、教育費の計を6億2,551万3,000円に、5ページをご覧ください。公債費は59万7,000円を追加し、公債費の計を1億8,019万4,000円に、予備費は、予算調整により26万3,000円を追加し、予備費の計を2,071万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は3億3,856万1,000円を追加し、歳出の合計額を73億7,130万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

次に、議案第53号 令和6年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に1,080万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,380万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金は4,000円を減額し、繰入金の計を7,192万9,000円に、繰越金は、額の確定に伴い、1,080万8,000円を追加し、繰越金の計を1,620万8,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,080万4,000円を追加し、歳入の合計額を9,380万4,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、修繕費などの増に伴い、1,001万1,000円を追加し、総務費の計を9,291万1,000円に、予備費は、予算調整により79万3,000円を追加し、予備費の計を89万3,000円とするもので、今回の歳出補正額は1,080万4,000円を追加し、歳出の合計額を9,380万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

次に、議案第54号 令和6年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に942万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,042万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰越金は、額の確定に伴い、942万1,000円を追加し、繰越金の計を942万2,000円とするもので、今回の歳入補正額は942万1,000円を追加し、歳入の合計額を1億8,042万1,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、修繕費などの増に伴い、942万1,000円を追加し、総務費の計を1億8,007万1,000円とするもので、今回の歳出補正額は942万1,000円を追加し、歳出の合計額を1億8,042万1,000円とするものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

次に、議案第55号 令和6年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に1,086万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,886万6,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国民健康保険税は3万6,000円を追加し、国民健康保険税の計を8,741万4,000円に、国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の増に伴い、959万7,000円を追加し、国庫補助金の計を959万8,000円に、都支出金は、特別交付金の増に伴い、76万6,000円を追加し、都支出金の計を5億9,712万6,000円に、繰入金は、国民健康保険基金繰入金の増に伴い、2,149万2,000円を追加し、繰入金の計を8,325万円に、繰越金は、額の確定に伴い、2,102万5,000円を減額し、繰越金の計を131万9,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,086万6,000円を追加し、歳入の合計額を7億7,886万6,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、国民健康保険システム改修委託などの増に伴い、1,038万2,000円を追加し、総務費の計を2,555万2,000円に、保健事業費は45万2,000円を追加し、保健事業費の計を1,694万1,000円に、諸支出金は3万2,000円を追加し、諸支出金の計を214万3,000円とするもので、今回の歳出補正額は1,086万6,000円を追加し、歳出の合計額を7億7,886万6,000円とするものでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

次に、議案第56号の説明をさせていただきます。議案第56号 令和6年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。予算書をご覧ください。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に379万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,179万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料は405万1,000円を減額し、保険料の計を9,512万2,000円に、繰越金は、額の確定に伴い、651万1,000円を追加し、繰越金の計を651万2,000円に、諸収入は、広域連合葬祭費負担金還付金などの増に伴い、133万2,000円を追加し、諸収入の計を1,138万6,000円とするもので、今回の歳入補正額は379万2,000円を追加し、歳入の合計額を2億5,179万2,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

広域連合納付金は、療養給付費負担金の増などに伴い、236万4,000円を追加し、広域連合納付金の計を2億3,156万9,000円に、保健事業費は57万6,000円を追加し、保健事業費の計を851万9,000円に、諸支出金は85万2,000円を追加し、諸支出金の計を186万3,000円とするもので、今回の歳出補正額は379万2,000円を追加し、歳出の合計額を2億5,179万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第 56 号の説明を終わります。

次に、議案第 57 号 令和 6 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に 6,549 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 849 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料は 270 万 9,000 円を追加し、保険料の計を 1 億 7,313 万 7,000 円に、国庫支出金は、介護給付費負担金の増などに伴い、1,153 万 2,000 円を追加し、国庫支出金の計を 2 億 1,186 万 3,000 円に、支払基金交付金は、介護給付費交付金の増などに伴い、1,048 万 6,000 円を追加し、支払基金交付金の計を 2 億 2,569 万 7,000 円に、都支出金は、介護給付費負担金の増などに伴い、545 万 3,000 円を追加し、都支出金の計を 1 億 3,412 万 9,000 円に、繰入金は 485 万 3,000 円を追加し、繰入金の計を 1 億 2,849 万円に、使用料及び手数料は 10 万 5,000 円を追加し、使用料及び手数料の計を 479 万 1,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、3,036 万円を追加し、繰越金の計を 3,036 万 4,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 6,549 万 8,000 円を追加し、歳入の合計額を 9 億 849 万 8,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

保険給付費は、居宅介護サービス給付費などの増に伴い、3,725 万円を追加し、保険給付費の計を 7 億 9,804 万円に、地域支援事業費は、介護予防デイサービス事業委託の増に伴い、184 万 8,000 円を追加し、地域支援事業費の計を 7,305 万 2,000 円に、諸支出金は、地域支援事業費過年度返還金などの増に伴い、1,474 万 5,000 円を追加し、諸支出金の計を 1,595 万 8,000 円に、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金を新たに計上し、基金積立金の計を 1,165 万 5,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 6,549 万 8,000 円を追加し、歳出の合計額を 9 億 849 万 8,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 57 号の説明を終わります。

次に、議案第 58 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第 2 条予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の下水道事業収益のうち、営業外収益は一般会計補助金 481 万 2,000 円を追加し、下水道事業収益の計を 6 億 6,020 万 4,000 円に、支出の下水道事業費用のうち、営業費用は人件費の支出見込額の増に伴い、125 万 7,000 円を追加、特別損失は 355 万 5,000 円を追加し、下水

道事業費用の計を6億1,294万4,000円とするものでございます。

次に、第3条予算第4条の2中の未収金及び未払金の金額325万9,000円及び50万円を517万5,000円及び8,118万9,000円に改めるものでございます。

2ページをご覧ください。次に、第4条予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第1号職員給与費について125万7,000円を追加し、職員給与費の計を2,019万3,000円に、第5条として予算第7条に定めた負担区分による一般会計からの補助を受ける金額、第1号一般会計について481万2,000円を追加し、一般会計の計を4億3,721万1,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

次に、議案第59号 令和6年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第2条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の資本的収入のうち、都支出金は、協定締結医療機関施設・設備整備費補助金の増に伴い、105万2,000円を追加し、資本的収入の計を4,825万2,000円に、支出の資本的支出のうち、建設改良費は、簡易陰圧装置等購入に伴い、105万2,000円を追加し、資本的支出の計を8,025万1,000円とするものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

以上で、議案第52号から議案第59号までの8会計についての補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いします。

はじめに、議案第52号について各課長から順次所管の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） それでは、議案第52号 令和6年度奥多摩町一般会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明いたします。

11ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款01町税、項01町民税、目01個人、節01現年課税分1,672万5,000円の減額は、当初課税額確定における定額減税分に相当するもので、説明欄記載のとおり、それぞれ減額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、款09地方特例交付金は、先程款01町税で説明

のありました定額減税による減収分を補填する措置として町税の減収見込み分の 1,672 万 5,000 円を見込むものと住宅借入金等特別税額控除額の補填分の額の確定により 8 万 5,000 円を増額するもので、合計で 1,681 万円を増額するものです。

次の款 10 地方交付税 2 億 540 万 1,000 円を増額は、普通交付税の増で、交付決定通知によるものであり、補正後の普通交付税交付額は 18 億 8,540 万 1,000 円となるものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 14 国庫支出金です。項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金 844 万 6,000 円を増額は、児童手当の拡充に伴う負担金を見込むものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金、節 01 総務費補助金 6 万 3,000 円を増額は、説明欄記載の個人番号カード交付事務費補助金を増額するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、目 02 民生費国庫補助金 343 万 6,000 円を増額は、節 02 児童福祉費補助金、説明欄記載の子ども・子育て支援事業補助金で、児童手当の拡充に伴うシステム改修及び事務費に対する補助金を見込み、次の目 03 衛生費国庫補助金 9 万円の増額は、節 01 保健衛生費補助金で、説明欄記載の母子保健衛生費国庫補助金で、5 歳児健康診査事業を新たに国庫補助対象とするため計上するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の 12 ページをご覧ください。次の目 05 消防費国庫補助金 23 万 5,000 円の減は、節 01 防災費補助金において説明欄記載の住宅・建築物耐震改修事業に係る社会資本整備総合交付金を減額するものですが、歳出において従来の防災費に加え、新たに財産管理費に当該交付金を充当するものです。

以上で、款 14 国庫補助金の説明を終わります。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 15 都支出金です。項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金 114 万 6,000 円を増額は、先程ご説明いたしました児童手当の拡充に伴うものです。

次に、項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金 5 万 5,000 円を増額は、説明欄記載の高齢社会対策包括補助事業補助金は、認知症に関する補助金を増額し、長寿ふれあい食堂推進事業補助金は、都の内示に伴い減額するもので、次の目 03 衛生費都補助金 21 万円の増額は、節 01 保健衛生費補助金、説明欄記載の医療保健政策包括補助事業補助金の詳細については歳出でご説明いたします。高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助事業補助金については、令和 5 年度終了予定であった補助が今年度も継続されたことから、新たに計上するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 07 消防費都補助金 124 万 4,000 円の増は、節 01 防災費補助金において説明欄記載の特定沿道建築物耐震化促進事業補助金は、先程ご説明いたしました消防費国庫補助金の住宅・建築物耐震改修事業に係る社会資本整備総合交付金に関連するもので、121 万 9,000 円を増額し、次の区市町村災害対応力向上支援事業補助金は、簡易トイレ購入費増に伴い、特定財源となる歳入 2 万 5,000 円を増額するものです。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 次の項 03 都委託金、目 04 農林水産業費委託金、節 01 林業費委託金でございますが、こちらは東京都の事業費精査によりまして都民の森管理運営事業委託金より 4,000 円を減額するものでございます。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、款 17、項 01 寄付金、目 02、節 01 指定寄附金 500 万円の増額は、説明欄記載のとおり教育文化振興寄付金を増額するものです。

次に、13 ページをご覧ください。款 18 繰入金、項 01 特別会計繰入金、目 01 介護保険特別会計繰入金 346 万 7,000 円の増額及び次の目 02 後期高齢者医療特別会計繰入金 83 万 4,000 円の増額の詳細につきましては、それぞれ特別会計においてご説明いたします。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 3,200 万円の減額、次の目 03 公共施設整備基金繰入金 4,000 万円の減額、次の目 05 観光施設等整備基金繰入金 5,500 万円の減額は、いずれも財源調整により各基金に戻入れを行うもので、これらの基金繰入金に係る補正後の取崩額は合計で 6 億 5,110 万円となるものです。

次の款 19 繰越金は 2 億 3,094 万 3,000 円の増額で、前年度繰越金が確定したことに伴うものです。

なお、地方財政法第 7 条の規定により繰越金の 2 分の 1 以上に相当する額を積み立てなければならないため、歳出で 2 分の 1 相当額を計上しております。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、款 20 諸収入です。項 04 受託事業収入、目 01 森林再生事業受託収入 39 万 6,000 円の減額及び目 02 水の浸透を高める枝打ち事業受託収入 35 万 2,000 円の減額は、事業実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、14 ページをご覧ください。款 20 諸収入です。項 05 雑入、目 09 新薬・未承認薬等研究開発支援センター助成金 1,503 万 9,000 円の増額は、節 01 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の事業の詳細は歳出でご説明いたします。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の款 21 町債です。目 02 臨時財政対策債 891 万 1,000 円の減額は、普通交付税額算定に伴い算出される臨時財政対策債の発行可能限度額

の決定により減額するもので、補正後の額が608万9,000円となるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 15 ページからは歳出予算に入りますが、その前に人件費につきまして総括的に説明させていただきます。大変恐れ入りますが、32 ページの給与費明細書をご覧ください。

人件費は、各事業費の補正予算のうち、節01 報酬、節02 給料、節03 職員手当等及び節04 共済費に係るもので、これらの人件費につきましては、この給与費明細書によりご説明させていただきます。

32 ページは一般職における総括表となりますが、今回の補正予算では、上段の表の職員数欄において短時間勤務職員が1名増となり、給与費の報酬欄で116万円、職員手当欄で305万8,000円の増額を行い、共済費欄で306万円の増額を行い、合計727万8,000円の増額補正を行うものでございます。

なお、職員手当については、下段の内訳表におきまして記載のとおり扶養手当をはじめ、7つの区分で増額補正するものです。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員以外の職員についての表でございます。総括表でご説明いたしました給与費の職員手当を270万円増額し、共済費を46万円増額するものでございますが、下段の内訳表に記載のとおり、各部署に配置されている職員の勤務状況等に応じて超過勤務手当見込み分を含め、各区分で増額補正するものです。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員についての表でございます。こちらでは報酬が116万円、職員手当が35万8,000円及び共済費を260万円それぞれ増額するものでございますが、これは森林再生費においてパートタイム会計年度任用職員が1名増になったこと及び共済費においては、新たに共済組合加入に必要となる会計年度任用職員分の負担金が発生したため増額補正するものです。

以上で、人件費に係る給与費明細書の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、15 ページにお戻りください。歳出に入ります。

款02 総務費でございます。項01 総務管理費、目01 一般管理費、(01) 一般管理費253万円の増で、節04 共済費226万3,000円は、先程給与費明細書でご説明いたしました人件費を増額するものです。

次の節08 旅費20万円の増は、町長等の岡山県西栗倉村への行政視察にかかる旅費を計上するものでございます。

次の節10 需用費1万7,000円の増は、新任自治会長をはじめ名刺代等を計上するもので

ございます。

次の節 18 負担金・補助及び交付金 5 万円の皆増は、節 08 旅費でご説明いたしました行政視察に伴う負担金を計上するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の目 04、事業 01 財政管理費 7 万円の増額は、節 11 役務費で、説明欄記載のふるさと納税決済手数料を 7 万円計上するものです。

次の目 06、事業（01）財産管理費 50 万円の増額は、節 10 需用費のうち、修繕費を 30 万円増額し、節 12 委託料の町有財産管理委託を 20 万円増額するもので、町有物件の修繕費や町有地の草刈り等の維持管理費の予算執行残額が僅かとなったため、今後に備え、それぞれ増額するものです。

次の目 07 企画費 3,246 万 1,000 円の増額は、16 ページをお願いいたします。内訳といたしまして事業（01）企画費 6,000 円の増額は、節 07 報償費で、説明欄記載の協議会委員報償を増額するものです。

次の事業（02）企画事業費 18 万円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の町公式フリータブロイド誌作成委託について印刷費等の高騰により増額を見込むものでございます。

次の事業（03）庁舎建設整備事業費 3,227 万 5,000 円の増額は、内訳として節 08 旅費 7 万 5,000 円の計上は、新庁舎建設の参考とするため、木造庁舎の先進地視察費用を新たに計上し、次の節 14 工事請負費 3,220 万円の増額は、説明欄記載の庁舎建設予定地内住宅等解体撤去工事において旧鉄道架線の柱 8 本などの撤去が必要となったこと及び解体撤去工事費の見積徴取を行った結果、工事費が増額となるものです。

なお、解体撤去工事においてアスベスト調査を実施し、アスベストが含まれていることが判明した場合、アスベスト除去作業を行う必要があることから、除去費用についても併せて計上させていただいております。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 08 電子計算費、（01）電子計算管理費 75 万 7,000 円の増は、節 10 需用費においてプリンターの消耗品費及びパソコン等の修繕費を見込み計上するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、目 09 地域振興費、事業（01）コミュニティ施設管理費 150 万円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の生活館改修費等補助金を増額するものですが、自治会からの補助申請額が当初予算計上額を上回る見通しとなったため、増額させていただくものです。

次の目 10 基金運用費 1 億 1,547 万 2,000 円の増額は、17 ページをお願いいたします。事業（01）財政調整基金費を増額するもので、これは歳入の款 19 繰越金でご説明いたしま

した地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てる必要があるため、計上するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、項 03、目 01、事業（01）戸籍住民基本台帳費 150 万 7,000 円の増額は、内訳といたしまして節 03 職員手当等では、説明欄記載の職員人件費の調整により 149 万円を増額するもので、節 17 備品購入費では、戸籍の広域交付事務が始まり、旧市町村名を調べる機会が増え、便覧を購入するため、説明欄記載のとおり、図書 1 万 7,000 円を増額するものです。

次に、目 02、事業（01）社会保障・税番号制度費 6 万 3,000 円の増額は、節 10 需用費において奥多摩ふれあいまつりで行うマイナンバー啓発等で配布する啓発グッズを購入する費用を説明欄記載のとおり増額するもので、財源につきましては、歳入の国庫支出金でご説明いたしました個人番号カード交付事務費補助金です。

以上で、款 02 総務費の説明を終わります。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、事業（16）国民健康保険事業費 30 万円の増額は、人件費の調整で、18 ページをご覧ください。次の目 02 老人福祉費、事業（01）高齢者福祉地域支援事業費 22 万 5,000 円の増額は、節 11 役務費で、奥多摩の福祉サービス高齢者編リーフレット郵券代の実績により増額し、事業（13）高齢者在宅サービスセンター事業費 199 万 9,000 円の増額は、節 10 需用費で、管理上必要な修繕費の予算執行残額が僅かとなったため、今後に備え増額するもので、節 14 工事請負費で、ダイルूमトイレ内の手洗い機を温水化し、節 17 備品購入費は、厨房機器が老朽化しているため、機器を購入するため増額し、事業（17）介護保険サービス等在宅低所得者利用負担助成事業費 28 万 5,000 円の増額は、節 19 扶助費で、ケアハウス生活費等の利用者負担助成の対象者の増を見込み、19 ページをご覧ください。事業（19）生計困難者介護サービス利用者負担軽減事業費 14 万 1,000 円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料で、前年度の実績確定に伴い、都補助金の過年度分の返還に伴うものです。

事業（20）介護保険事業費 507 万 5,000 円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 5 年度介護保険特別会計の決算の確定に伴い、国・都の低所得者保険料軽減事業補助金を返還するもので、節 27 繰出金は、説明欄記載のとおり、一般会計から介護保険会計にそれぞれ繰り出すものですが、詳細は介護保険特別会計で説明いたします。

事業（22）老人福祉施設等運営費補助事業費 15 万円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、町内特別養護老人ホームへの運営費補助金を増額するもので、1 人 5 万円で 3

人分を見込み、事業（24）長寿ふれあい食堂推進事業費 8 万円の増額は、鳩ノ巣駅前の三楽で使用する炊飯器など備品購入費を新規で増額するもので、事業（25）認知症地域支援推進事業費 40 万 2,000 円の増額は、節 07 報償費から節 13 使用料及び賃借料まで、9 月に予定しているアルツハイマーデー奥多摩開催に関わる経費を計上し、東京都の高齢社会対策包括補助事業補助金の 2 分の 1 を活用するものです。

20 ページをご覧ください。節 14 工事請負費は、鳩の巣で開所した「来るつく～」の建物の電圧変更工事費を見込み、次に、目 04 福祉会館費、事業（01）福祉会館費 161 万 8,000 円の増額は、節 10 需用費で、福祉会館の経年劣化に伴う照明器具や和室畳などの修繕費を増額するものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 02 児童措置費、事業（02）児童手当費は、児童手当の抜本的な拡充に伴い、令和 6 年 10 月分以降の児童手当について所得制限を撤廃し、支給対象を高校生年代まで拡充、多子加算について第 3 子以降を 3 万円とすることから増額するもので、拡充の対象者を 131 人で見込み、節 03 職員手当等から節 19 扶助費まで、説明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計 1,417 万 6,000 円を計上するものです。

21 ページをご覧ください。次の目 03 児童健全育成事業費、事業（01）放課後居場所づくり事業費、節 22 償還金・利子及び割引料 279 万 4,000 円の増額は、前年度の学童保育に係る国庫補助金及び都補助金の確定によりそれぞれ説明欄記載の返還金を新たに計上するもので、次の目 04 子ども家庭支援センター事業費、事業（01）子ども家庭支援センター事業費 20 万円の増額は、節 10 需用費で、照明器具等の修繕費を増額するものです。

以上で、款 03 民生費の説明を終わります。

次に、款 04 衛生費です。項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、事業（02）保健福祉センター管理費 20 万 3,000 円の増額は、節 10 需用費は、事務用品を増額し、節 12 委託料は、物価高騰により委託料を増額し、事業（03）古里診療所事業費 6 万円の増額は、送迎車の再リース契約に移行となり増額し、次に、目 02 予防費、22 ページをご覧ください。事業（02）感染症予防対策事業費 2,287 万 9,000 円の増は、主には各医療機関で実施する 10 月開始予定の新型コロナウイルス感染症個別予防接種委託で、西多摩の 8 市町村が西多摩医師会に委託し、西多摩圏域内の医療機関において共通の単価で接種を行い、委託料は 1 件当たり 1 万 1,891 円で計上し、対象者は、65 歳以上の方及び 60 歳から 64 歳で心臓等の機能に障害のある身体障害者手帳 1 級相当の方を対象に 1,812 人分を見込んでおります。

次に、目 03 母子保健事業費、事業（07）5 歳児健康診査事業は、増減はなく、財源組替えによるものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○環境担当主幹（原島 保君） 次に、目 04 環境衛生費 23 万円の増額は、事業（01）環境衛生総務費において節 10 需用費、01 消耗品費 7 万円の減額は、飼い主のいない猫補助金創設に伴い、猫対策の消耗品費を減額するもので、次に、節 18 負担金・補助及び交付金 30 万円の増額は、歳入において医療保健政策包括補助事業補助金の飼い主のいない猫対策事業補助率 2 分の 1 補助金 15 万円を活用して地域猫対策を行っているボランティア団体に対し、30 万円を上限として補助金を新たに計上するものです。

次に、項 02 清掃費、目 01 清掃総務費 102 万 8,000 円の増額は、23 ページにかけまして事業（01）清掃総務費において節 03 職員手当等を増額するもので、人件費の調整によるものです。

次に、目 02 塵芥処理費 200 万円の増額は、事業（01）ごみ処理事業費において節 10 需用費、06 修繕費を増額するもので、ごみ収集車 2 台分の修繕費となりますが、経年劣化により車体を支えるフレーム部分が腐食により溶接修繕が必要になったため、増額するものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

次に、款 06 農林水産費、項 01 農業費、目 02 農業総務費 100 万円の増額は、事業（03）簡易給水施設管理費において節 10 需用費、06 修繕費を増額するもので、峰簡易給水施設のポンプの故障により交換修繕が必要になったため、増額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、目 03 農業振興費、事業（03）体験農園管理運営事業費 97 万円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載のとおり、滞在型ラウベハウスクリーニング業務委託は、利用者の退去見込みから今後の募集に向けて 11 万 2,000 円を、農園施設整備作業委託は、摘み取り農園閉鎖に伴い、土地所有者への返還に係る作業費用として 85 万 8,000 円それぞれ増額するものです。

次に、項 02 林業費、目 01、事業（01）林業総務費、24 ページをご覧ください。46 万円の増額は、人件費の調整によるもので、次の事業（02）都民の森管理運営事業特別会計繰出事業費は 4,000 円減額するもので、詳細は特別会計補正予算でご説明いたします。

次に、目 03 森林費 74 万 8,000 円の減額は、内訳として事業（02）多摩の森林再生事業費 39 万 6,000 円の減額は、節 01 報酬から節 08 旅費まで、町職員及び会計年度任用職員のそれぞれ人件費、旅費の調整によるもので、節 10 需用費 89 万 9,000 円の減額は、25 ページにかけまして説明欄記載のとおり、消耗品費、燃料費、修繕費をそれぞれ実績見込みにより減額するもので、次の事業（04）水の浸透を高める枝打ち事業費 35 万 2,000 円の減額

は、枝打ち事業に係る経費を実績見込みにより、節 10 需用費は、消耗品を 6,000 円増額し、節 12 委託料は 35 万 8,000 円を減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 林道治山費、事業（01）林道維持管理費の 1,000 万円の増額は、節 14 工事請負費を増額するもので、町が管理する林道 24 路線を対象に、崩壊土砂の排除及び老朽化した構造物の補修等、令和 6 年度後期における林道維持補修工事の実施に備え、増額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、項 03 水産業費、目 01 水産業総務費、事業（02）内水面漁業環境活用施設整備事業費 675 万 2,000 円の増額は、節 14 工事請負費で、説明欄記載の大丹波国際釣場駐車場改修工事は、建設資材の高騰により増額するもので、以下、新規計上となりますが、峰谷川溪流釣場蓄養池レール改修工事は、同レールの劣化により、次の峰谷養魚池殺菌灯設置工事は魚の防疫対策として、26 ページをご覧ください。峰谷養魚池引込給水管改修工事は、先程の殺菌灯設置に伴い、給水管の一部を改修し、次の日原溪流釣場擁壁改修工事は、大雨による増水で既存の擁壁の壁が侵食を受けたことから擁壁を増強するため、それぞれ新たに計上するものです。

以上で、款 06 農林水産事業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費です。項 02 観光費、目 01、事業（01）観光総務費 30 万 1,000 円の増額は、内訳として節 08 旅費 10 万 1000 円の増額は、当町と友好交流を締結しております神津島村で 11 月に開催される産業祭への出展のため、町職員派遣に係る特別旅費を増額するもので、節 23 投資及び出資金 20 万円の計上は、説明欄記載の奥多摩総合開発株式会社出資金を新たに計上するものですが、株主である富士音響株式会社及び奥多摩町シメジ生産出荷組合から株式譲渡の依頼があったことから、所有していた株券の買取りを行うものです。

次に、目 02 観光施設費 627 万 3,000 円の増額は、内訳として事業（01）観光施設維持管理費 370 万円の増額は、節 10 需用費の修繕費 300 万円の増額は、観光トイレや指定管理施設での修繕が多く、予算の不足が見込まれることから、冬季の施設修繕を見込むもので、次の節 12 委託料 70 万円の増額は、説明欄記載の観光アプリ改修業務委託で、今年度新たな秋のイベント、オータムウォークを J R 東日本の「駅からハイキング」と合同で、古里駅から奥多摩駅間でのオータムウォーキングトレイルを歩いていただく予定ですが、そのウォーキングイベントに向けて既存の観光アプリを改修し、デジタルスタンプラリーを予定していることから、新たに計上するものです。

次に、事業（02）観光施設整備事業費 257 万 3,000 円の増額は、節 14 工事請負費、説明

欄記載のもえぎの湯第1源泉ポンプ入替工事について、当初の予定からポンプの位置を深くするために必要な資材及び新たに水位センサーの更新が必要となるため、増額するものです。

以上で、款07商工費の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、11時15分から再開します。

午前10時59分休憩

午前11時15分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木費の説明からお願いしたいと思います。環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） それでは、26ページの最下段からよろしく申し上げます。款08土木費でございます。次の27ページにかけまして項02道路橋梁費、目01、事業（01）道路維持費4,500万円の増額は、節14工事請負費を増額するもので、町が管理いたします町道337路線を対象に、斜面对策や老朽化した構造物の補強、補修の対応など、令和6年度後期におけます道路維持補修工事の実施に備え、増額するものです。

次に、目02道路新設改良費2,181万円の増額は、事業（01）都補助道路新設改良事業費の節12委託料を増額するもので、説明欄記載の白丸丸の内西線詳細設計委託として増額を見込み、白丸地内棚沢から白丸林道に接続させる最終整備区間の設計業務が未実施のため、今後の整備計画を鑑み、現況測量4,400平米、地質調査15メートルの3か所を含む延長100メートルの道路詳細設計業務を実施するため、増額するものです。

次の事業（02）町単独道路新設改良事業費は、予算の増減はなく、財源の組替えによるものです。

次に、項03河川費、目02河川維持費の700万円の増額は、事業（01）河川維持費の節14工事請負費を増額するもので、大丹波地内40番地先の塔ノ沢におきまして護岸が侵食され、オーバーハングの状態であるため、護岸上部に位置する通路への影響が懸念されることから、護岸を保護する河川維持工事を増額するものです。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 次に、項04住宅費、目01住宅管理費432万円の増額は、内訳として事業（01）若者定住推進事業費22万円の増額は、節10需用費で、説明欄記載の消耗品費増ですが、主に移住・定住応援補助金交付の際に町内事業者の利用や

多摩産材の利用により上乘せし、交付する商品券を購入するため、実績及び見込みにより増加するものです。

次の事業（02）町営・公営住宅管理費 200 万円の増額は、節 10 需用費で、町公営住宅の修繕費を増額するもので、公営日向住宅 1 件、町営栃久保住宅 1 件、町営栃久保第 2 住宅 1 件、計 3 件の空き家修繕で 150 万円の増額を見込み、その他、水回り等の一般修繕で 50 万円の増額を見込むものです。

28 ページをご覧ください。次に、事業（03）町営若者住宅管理費 210 万円の増額は、節 10 需用費について、説明欄記載の細節 01 消耗品費においては、町営若者住宅管理のための防草シートや砕石を購入するため増額するもので、細節 06 修繕費においては、町営若者住宅退去に伴うクリーニングや修繕を実績により増額するものです。

次に、目 02 住宅建設費、事業（01）子育て応援住宅建設事業費 500 万円の増額は、節 14 工事請負費で、説明欄記載の子育て応援住宅用地造成等工事ですが、小丹波南ノ原、文化会館下に子育て応援住宅の建設を予定しておりますが、造成予定地が元畑であったことから、地盤改良が多くなったこと、上水道本管の一部口径を大きくすることが必要になったこと、建設資材の高騰などの理由から増額をするものです。

○環境担当主幹（原島 保君） 次に、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費 481 万 2,000 円の増額は、事業（01）下水道事業費において節 18 負担金・補助及び交付金を増額するもので、下水道事業会計の補助金を増額するものですが、詳細は下水道事業会計でご説明いたします。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次は款 09 消防費です。項 01 消防費、目 02 非常備消防費、（01）消防団費 15 万 6,000 円の皆増は、節 12 委託料において、説明欄記載の消防車無線機取付業務委託を計上するもので、これは車両の入替えに伴い、無線機を移設するものです。

次の目 03 消防施設費、（02）町単独消防施設整備事業費 203 万円の皆増は、節 14 工事請負費において説明欄記載の日原地内防火水槽補修工事を計上するもので、漏水対策を施すものです。

29 ページをご覧ください。次の目 04、（01）防災費 630 万 7,000 円の増は、節 11 役務費 22 万円の皆増は、優良防火対象物の認定を受ける文化会館及び福祉会館について 3 年ごとの更新費用を計上し、次の節 17 備品購入費 5 万 5,000 円の増は、自動ラップ式簡易トイレについて物価高騰により増額補正するもので、次の節 18 負担金・補助及び交付金 603 万

2,000 円の増は、今回対象となる小丹波地区の建物の I s 値が 0.3 未満であるため、町補助要綱の規定により単価の加算を適用し、増額補正するものです。

以上で、款 09 消防費の説明を終わります。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、款 10 教育費です。項 01 教育総務費、目 02 事務局費、事業（02）教育文化振興基金 500 万円の増額は、歳入でご説明いたしました教育文化振興のための指定寄付金を積み立てるものです。

次に、項 02 小学校費、目 02 教育振興費、事業（03）古里小学校教育振興事業費 6 万 1,000 円の増額は、教育支援員等の教科書指導書を購入するものです。

30 ページをご覧ください。事業（04）氷川小学校教育振興事業費 7 万 8,000 円の増額は、同じく教育支援員等の教科書指導書を購入するものです。

項 03 中学校費、目 01 学校管理費、事業（01）奥多摩中学校管理費 9,000 円の増額は、冷蔵庫の家電リサイクル処分料によるものです。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費、事業（02）教育文化振興事業費 178 万円の増額は、中学生のオーストラリア海外派遣事業につきまして円安等の影響により増額するものです。

目 04 水と緑のふれあい館事業費 62 万 9,000 円の増額は、事業（01）水と緑のふれあい館運営事業費、節 03 職員手当等は、所要額の調整により 2 万円の増額、節 18 負担金・補助及び交付金は、ふれあい館改修工事負担金を 60 万 9,000 円増額するもので、屋根の最上部周りの窓ガラスが破損しており、その交換工事をするものです。

なお、全体の工事費は 149 万 9,300 円で、6 割は東京都、4 割は町が支出いたします。それに一部事務費を加えたものが 60 万 9,000 円となります。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次は、款 12 公債費でございます。項 01 公債費、目 01 元金、事業（01）長期債元金償還金 4 万 7,000 円の増額は、臨時財政対策債の借入時の規定に基づき、借入後 10 年経過による利率見直しによるもので、次の目 02 利子、事業（01）長期債利子償還金 55 万円の増額は、主に令和 5 年度に借入れを行った起債の利子額の確定により増額するものです。

次の款 14 予備費 26 万 3,000 円の増額は、歳入歳出の予算調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、35 ページをお願いいたします。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、6 ページ第 2 表にございます継

続費の補正を反映したもので、年度別の支出額や進行状況等を表しており、次の 36 ページをお願いいたします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、7 ページ第 3 表にごございます債務負担行為の補正を反映したもので、当該年度以降の支出予定額や財源内訳などを表しておりますので、ご確認をお願いいたします。

37 ページをお願いいたします。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。こちらにつきましては、歳入でご説明いたしました臨時財政対策債の借入額の補正や歳出でご説明いたしました元金償還金の補正等を反映し、一般会計における区分ごとの現在高や起債見込額並びに元金償還見込額等を表しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上をもちまして、議案第 52 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 52 号の説明は終わりました。

次に、議案第 53 号及び議案第 54 号についての説明を求めます。自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 議案第 53 号 令和 6 年度奥多摩都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 02、項 01、目 01 一般会計繰入金 4,000 円の減額は、一般会計の都委託金でご説明いたしました東京都委託金の確定に伴い、減額するものでございます。

款 04、項 01、目 01 繰越金 1,080 万 8,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものとなります。

次に、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 01、項 01、目 02、事業（01）事業費 1,001 万 1,000 円の増額は、節 10 需用費で 629 万 5,000 円を増額するもので、説明欄記載の消耗品費から修繕費まで、今後の事業に関わる必要経費を増額するもので、次の節 11 役務費 11 万 9,000 円の増額は、既存無線機 5 台分の調整手数料で、現在使用する無線機のアナログ停波に伴う調整費用ということで、調整後はデジタル周波数のみの使用となります。

次に、節 12 委託料につきましては、体験指導の更なる充実を図るため、体験教室指導料を 100 万円増額し、次の園地及び施設管理等整備委託業務は、体験の森内の階段等の施設整備費として 150 万円増額するものです。

次に、節 15 原材料費 10 万円の増額は、林業体験に使用する獣害ネットの購入分となり

ます。

続く節 17 備品購入費 95 万 5,000 円の増額につきましては、施設管理備品の老朽化に対応させていただくものです。

次の節 18 負担金・補助及び交付金の 4 万 2,000 円の増額につきましては、林内作業に従事する職員が受講するチェーンソー並びに刈払機の講習費用 1 名分として計上しております。

8 ページをお願いいたします。款 02、項 01、目 01、事業 (01) 予備費の 79 万 3,000 円の増額につきましては、予算調整により所要額の調整をいたしました。

以上で、議案第 53 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 54 号 令和 6 年度山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算 (第 1 号) につきましてご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 04、項 01、目 01 繰越金 942 万 1,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことによる増額となります。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 01、項 01、目 01、事業 (01) 一般管理費 17 万円を増額するもので、会計年度任用職員 1 名分の共済組合負担金並びに社会保険料に充当するものでございます。

次に、項 02、目 01、事業 (01) 利用管理費の 925 万 1,000 円を増額するもので、節 10 需用費の消耗品費に 200 万円は、キャンプ場売店等の仕入れを見込み、修繕費 524 万 4,000 円の増につきましては、4 人用ケビン 12 棟のエアコン修繕に必要な分の増額を見込むものでございます。

次に、節 12 委託料 60 万円を増額し、冬季の除雪業務等の委託を見込むものでございます。

次の節 13 使用料及び賃借料の 35 万円の増額は、東京都より貸与されております軽貨物車両の老朽化によりまして車両を返納いたしまして、新たにリース車両を導入するための費用を計上しております。

次に、節 17 備品購入費は、老朽化する施設の管理備品の整備を行うため、100 万円を計上させていただいております。

次の節 18 負担金・補助及び交付金の 5 万 7,000 円の増額につきましては、直営作業に従事する職員に必要なチェーンソー並びに刈払機の取扱いに伴う安全講習会の受講料ということでございます。

次に、9ページから給与費の明細等でございますけれども、先程事業(01)一般管理費の会計年度任用職員に関しまして報告いたしました内容のほか変更ございませんので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

○議長(小峰 陽一君) 以上で、議案第53号及び議案第54号の説明は終わりました。

次に、議案第55号及び議案第56号について説明を求めます。住民課長。

○住民課長(岡部 優一君) それでは、議案第55号 令和6年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款01、項01国民健康保険税、目01一般被保険者国民健康保険税3万6,000円の増額は、当初課税額確定によるもので、内訳といたしまして節01医療給付費現年課税分1万4,000円を増額、節02後期高齢者支援金現年課税分は7,000円減額、節03介護納付金現年課税分2万9,000円を増額するものです。

次に、款02国庫支出金、項01国庫補助金、目02、節01社会保障・税番号制度システム整備費等補助金959万7,000円の増額及び次の款03都支出金、項01都補助金、目01保険給付費等交付金、節02特別交付金76万6,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等に充当するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

次に、款05繰入金、項02基金繰入金、目01国民健康保険基金繰入金2,149万2,000円の増額は、令和5年度決算額確定により前年度からの繰越金が減額になったため、基金を充当するものです。

次に、款06、項01繰越金、目02その他繰越金2,102万5,000円の減額は、前年度繰越金確定によるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

7ページをご覧ください。歳出でございます。

はじめに、款01総務費、項01総務管理費、目01、事業(01)一般管理費1,038万2,000円の増額は、内訳といたしまして節10需用費から節12委託料では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化事業に関わる費用を説明欄記載のとおり増額するもので、財源につきましては、歳入の国庫支出金及び都支出金でご説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備費等補助金及び特別交付金でございます。

節18負担金・補助及び交付金では、特定保健指導実施者育成研修に関わる負担金を新たに計上するものです。

次に、款 05 保健事業費、項 01、目 01、事業（01）特定健康診査等事業費 45 万 2,000 円の増額は、説明欄記載の特定健康診査等委託の増額及び健康診査業務仕様変更対応業務委託を新たに計上するものです。

次に、款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02、8 ページをご覧くださいまして、事業（01）償還金 3 万 2,000 円の増額は、説明欄記載のとおり国・都支出金及び療養給付費交付金返還金を増額するものでございます。

以上で、議案第 55 号の説明を終わります。

次に、議案第 56 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款 01 保険料、項 01、目 01 後期高齢者医療保険料 405 万 1,000 円の減額は、当初賦課額確定によるもので、内訳といたしまして節 01 現年度特別徴収保険料が 171 万円の増額、節 02 現年度分普通徴収保険料が 546 万 8,000 円の減額、節 03 滞納繰越分普通徴収保険料が 29 万 3,000 円の減額となります。

次に、款 04、項 01 繰越金、目 01、節 01 前年度繰越金 651 万 1,000 円の増額は、前年度繰越金確定によるものです。

次に、款 05 諸収入、項 05、目 01、節 01 雑入 133 万 2,000 円の増額は、説明欄記載の広域連合葬祭費負担金還付金及び未収金補填分負担金還付金につきましては、あらかじめ広域連合へ納付していたものから令和 5 年度の実績により徴収分還付金が確定したため、それぞれ説明欄記載の額を増額するもので、葬祭費交付金につきましては、令和 5 年度の実績により 10 万円の追加交付を受けるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

7 ページをご覧ください。歳出でございます。

はじめに、款 02、項 01 広域連合納付金、目 01、事業（01）広域連合分賦金 236 万 4,000 円の増額は、療養給付費見込額の増額、令和 6 年度後期高齢者医療保険料当初賦課の決定及び令和 5 年度保険料軽減措置負担金額確定により説明欄記載のとおり各負担金をそれぞれ増額及び減額するものです。

次に、款 03、項 01 保健事業費、目 01、事業（01）健康診査費 57 万 6,000 円の増額は、健康診査等委託の増及び新たに健康診査業務仕様変更対応業務委託の計上によるものです。

次に、款 05 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、目 03、事業（01）広域連合返還金 1 万 8,000 円の増額は、葬祭費支給事業受託金返還金の減及び健康診査事業受託金返還金

の増によるものです。

次の項 02 繰出金、目 01、8 ページをご覧くださいまして、事業 (01) 一般会計繰出金 83 万 4,000 円の増額は、令和 5 年度決算額確定に伴う未収金補填分返還金、葬祭費負担金及び交付金について一般会計に返還するものです。

以上で、議案第 56 号の説明を終わります。

○議長 (小峰 陽一君) 次に、議案第 57 号についての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長 (須崎 洋司君) 議案第 57 号 令和 6 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入です。

款 01 保険料、項 01 介護保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料、節 01 現年度分特別徴収保険料 337 万円の増額、節 02 現年度分普通徴収保険料 66 万 1,000 円の減額は、それぞれ令和 6 年度からの第 9 期介護保険事業計画に基づく介護保険料により算定し、また、今年度の本算定賦課に基づき補正するものです。

次に、款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金、節 01 現年度分は負担金の見込みにより 682 万円の増額、節 02 過年度分は窓開けで計上していた額を令和 5 年度決算の確定に伴い、116 万 2,000 円を増額するものです。

なお、以下歳入の 7 ページ、8 ページにかけて各款の節 02 過年度分 1,000 円の減額は、全て当初予算で窓開け計上していた額を前年度決算の確定に伴い減額するものですので、過年度分の説明は省略させていただきます。

次の項 02 国庫補助金、目 01 調整交付金、現年度分 259 万 7,000 円の増額、次の目 02 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)、現年度分 43 万 6,000 円の増額、次の目 04 保険者機能強化推進交付金、節 01 保険者機能強化推進交付金 3 万 7,000 円の減額、7 ページをご覧ください。次の目 05 介護保険保険者努力支援交付金、節 01 介護保険保険者努力支援交付金 55 万 7,000 円の増額は、それぞれ交付金の見込みにより補正するものです。

次に、款 04 支払基金交付金、項 01 支払基金交付金、目 01 介護給付費交付金、節 01 現年度分 1,001 万 7,000 円の増額、次の目 02 地域支援事業支援交付金、現年度分 47 万 1,000 円の増額は、国庫支出金と同様に、それぞれ交付金の見込みにより補正するものです。

次に款 05 都支出金、項 01 都負担金、目 01 介護給付費負担金、現年度分 523 万 8,000 円の増額、次の項 02 都補助金、目 01 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事

業)、節 01 現年度分 21 万 8,000 円の増額は、国庫支出金支払基金交付金と同様に、負担金交付金の見込みにより補正するものです。

8 ページをご覧ください。次に、款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金、節 01 現年度分 463 万 8,000 円の増額、次の目 02 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)、節 01 現年度分 21 万 8,000 円の増額は、それぞれ歳出の見込みにより補正するものです。

次に、款 09 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 使用料 10 万 5,000 円の増額は、説明欄記載のとおり各事業の利用者負担金を見込みにより増額するものです。

次に、款 10 繰入金は、令和 5 年度の会計の確定により 3,036 万円を増額するものです。

9 ページをご覧ください。続いて歳出でございます。

款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費、目 01 介護サービス等諸費、事業(01) 居宅・施設介護サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金 3,410 万円の増額は、いずれも実績見込みにより説明欄記載のとおり各サービス給付費等を増額するものです。

次の項 02 介護予防サービス等諸費、目 01 介護予防サービス等諸費、事業(01) 介護予防サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金 160 万円の増額は、実績見込みにより説明欄記載のサービス給付費等を増額するものです。

項 04 高額介護サービス等諸費、目 01 高額介護サービス等諸費、事業(01) 高額介護・高額医療合算介護サービス等費 140 万円の増額は、実績見込みにより増額し、10 ページをご覧ください。次の項 05 町特別給付費、目 01 町特別給付費、事業(01) 町特別給付費 15 万円の増額は、実績見込みにより増額し、次に、款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、事業(01) 介護予防・生活支援サービス事業費、節 12 委託料 184 万 8,000 円の増額は、介護予防デイサービス事業費をそれぞれ増額するものです。

次の事業(02) 一般介護予防事業費、節 12 委託料は、財源組替えで増減はございません。

11 ページをご覧ください。次に、款 05 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02 償還金、事業(01) 償還金、節 22 償還金・利子及び割引料 1,127 万 8,000 円の増額は、前年度の会計確定に伴い、超過交付となっている介護給付費及び地域支援事業費に係る国・都の負担金及び支払基金交付金を返還するため、説明欄記載のとおりそれぞれ増額するものです。

次の項 02 繰出金、目 01 一般会計繰出金、事業(01) 一般会計繰出金、節 27 繰出金 346 万 7,000 円の増額は、前年度会計の確定に伴い、一般会計から介護保険特別会計に繰入れていただくについて超過分を返還するため補正するものです。

次に、款 07 基金積立金、項 01 基金積立金、事業 (01) 介護給付費準備基金積立金、節 24 積立金 1,165 万 5,000 円の増額は、繰越金と滞納繰越分の保険料額の確定に伴う保険料相当額等について今後の事業運営のため、介護給付費準備基金として積み立てるため、予算措置です。

以上で、議案第 57 号の説明を終了いたします。

○議長 (小峰 陽一君) 以上で、議案第 57 号の説明は終わりました。

次に、議案第 58 号について説明を求めます。環境担当主幹。

○環境担当主幹 (原島 保君) 議案第 58 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) につきましてご説明いたします。

はじめに、下水道事業会計につきましては、令和 6 年度より地方公営企業法に基づいた奥多摩町下水道事業会計に移行し、はじめての補正予算となります。そのため地方公営企業法及び同法施行令等の規定に基づいた新たな補正予算書となっております。

4 ページをご覧ください。収益的収入及び支出の実施計画書でございます。

はじめに収入です。款 1 下水道事業収益、項 2 営業外収益、目 2 他会計補助金 481 万 2,000 円は、一般会計補助金を増額するものですが、支出の増額分に合わせ、一般会計からの補助金を増額するものです。

次に、支出でございます。款 1 下水道事業費用を収入の下水道事業収益と同じく、総額で 481 万 2,000 円を増額するものです。

はじめに、項 1 営業費用、目 1 管渠費 38 万 4,000 円及び次の目 2 処理場費 87 万 3,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

次に、項 3 特別損失、目 4 その他特別損失 355 万 5,000 円の増額は、前年度分の消費税額確定申告により額の確定により増額するものです。

なお、公営企業会計においては、発生主義の原則に基づき、当該年度の消費税額の支払いについては、消費税及び地方消費税の科目となりますが、前年度中に発生した消費税額については、特別損失の科目を計上することとなっております。

次に、5 ページをご覧ください。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。前年度の決算書の確定並びに当該年度の実施計画書、収入及び支出の補正内容に基づき作成しております。

また、地方公営企業法の適用に伴い、一般会計における出納整理期間を設けず、3 月 31 日をもって終了する打切り決算となりましたので、3 月 31 日時点での下水道使用料等の未納分は未収金となり、支払いが完了していない工事や修繕費については、未払金となりま

す。

なお、この打切り決算額は、公営企業会計移行時の初年度のみ発生する特例的な取扱いで、特例的収入及び特例的支出となり、令和6年度予算の引継金として貸借対照表等の財務諸表で整理していくものとなります。

それでは、大幅に変更となりました項目についてご説明申し上げます。

項目2番の投資活動によるキャッシュ・フローですが、下から4行目の一般会計繰入金による収入1億4,000万円を計上していますが、当初予算では項目3番の財務活動によるキャッシュ・フローの下から2行目の他会計から出資による収入に1億4,000万円を計上しており、今回の補正で組替えたものですが、理由としては、この1億4,000万円は、償還金の返済に充てるための減債基金から取り崩している予算となりますが、国庫補助金と同様に、投資のための資金の扱いとなりますので、組替えをしたものです。

次に、キャッシュ・フロー計算書の最下段、下から2行目、資金期首残高につきましては、4月1日現在における手元に現金がある資金を計上しているものですが、当初予算では4,000円を計上していました。今回、打切り決算の引継金8,118万8,273円を計上し、1行上の行の資金増加額（又は減少額）270万8,000円のマイナス、この収支差引きが最下段の資金期末残高として年度末の現金残高が7,848万273円となっております。

また、当初予算時には1,000円単位としていましたが、詳細に記述するため、円単位に変更しております。

次に、6ページの注記につきましては、特に変更はございません。

次に、7ページの給与費明細書につきましては、実施計画書の支出の人件費の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、8ページから15ページまでの予定貸借対照表と開始貸借対照表ですが、先程ご説明したキャッシュ・フロー計算書の特例的収入及び特例的支出並びに前年度の決算や固定資産を反映した貸借対照表となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第58号の説明は終わりました。

次に、議案第59号について説明を求めます。奥多摩病院事務長。

○病院事務長（岡部 勝君） 議案第59号 令和6年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

2ページをお開きください。資本的収入及び支出の実施計画書でございます。資本的収入を105万2,000円増額するものです。

項2都支出金、目1都補助金を105万2,000円増額します。これは、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合、東京都の要請に基づき、1床を確保し、患者1名を受け入れるなどの医療措置協定を東京都と締結したことに伴い、必要な備品を整備するための補助金です。

次に、資本的支出を収入と同じく105万2,000円増額するものです。

項1建設改良費、目2固定資産購入費を105万2,000円増額します。内容は、補助金の対象となるウイルスを室外に逃がさなくするための簡易陰圧装置等の購入となります。

次の3ページから6ページにつきましては、予定貸借対照表でございますが、実施計画書の内容に基づき作成したものとなっております。詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第59号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開します。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を行う前に、環境担当主幹から発言があるそうです。原島主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 下水道事業会計の15ページの貸借対照表におきまして一部訂正がありますので、お願いいたします。

7番の余剰金でございますが、(2)の利益剰余金のイロハニホのホですが、文字が表示されていない箇所がございました。項目名につきましては、上段が当年度未処分利益剰余金、下段が利益剰余金合計でございます。金額につきましては0円のまま訂正はございません。予算書につきましては後程差し替えさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（小峰 陽一君） これより質疑を行います。議案第52号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出それぞれの質疑を行い、議案第53号から議案第59号までについては、歳入歳出含めて一括で行います。

はじめに、議案第52号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数14ページ、款20諸収入、目09新薬・未承認薬等研究開発支援センター助成金という項目で歳入になっておりますが、以前はコロナワクチン、国庫補助金か何かで入金になっていたと思うんですけども、今回なぜ一般社団法人のこちらのセンターから入金になっているのか、理由を教えてください。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3番、森田議員のご質問にお答えいたします。

ページが14ページの新薬・未承認薬等研究開発支援センター助成金ということで、従来と違うのはなぜかということがございます。今回の接種からについてなんですけれども、いわゆるこの団体というのが国からの助成金の交付指示を受けた基金管理団体ということで、この新薬・未承認薬等研究開発支援センターが市町村へ助成をするという形に今回から国のほうが、今までと違って5類に変わって、いろんなワクチン以外の新たな感染症に対してこの団体で助成をやっていくということで国からは伺っております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

今の森田議員の質問に関連して14ページなんですけれども、課長のほうからご答弁いただいたように、国からの助成金ではなく、これからは感染症対策でこちらの団体から助成金をいただくということで、これからもそういうような状況になるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員の今の森田議員との関連ということで、今後そうなるのかどうかという部分でございますけれども、今後についてというところで国から先の話まで、うちのほうも聞いている部分でないで、今時点で今後どうなるかという部分についてのお答えというのはできないということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

それでは、今回限りということもあり得るということですね。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員さんの再質問にお答えいたします。

今回限りというのももちろん国のほうから示されていないので、そこについてもちょっと分からないというお答えにはなります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第52号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第52号の歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。10番、原島議員。

○10番（原島 幸次君） 10番、原島です。

1点質問させていただきたいんですが、ページ数が16ページの庁舎建設整備事業費、節14の工事請負費3,220万なんですが、これは庁舎建設予定地の住宅解体工事というふうになっているんですが、何棟ぐらいで、どのぐらいの大きさなのか、或いはほかに建物以外にも壊すものがあるのかどうか。その辺をお聞きかせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 10番、原島議員からのご質問にお答えいたします。

ページ16ページの事業（03）庁舎建設整備事業費の工事請負費の中の住宅等解体撤去工事というところで、壊すものがどんなようなものがあるのかというようなお話かと思えます。今回計上させていただきました住宅等解体撤去工事の予算につきましては、当初予算で830万円の予算のほうを計上させていただいております。当初予算時点では、要求時点では物件所有者との買収についての交渉中であったため、詳細な解体撤去工事の見積りが取れなかったという状況で、物件移転補償費で算出した取壊費用として計上させていただいたところです。

今回、改めまして2社から解体撤去工事の見積りをいただいて計上させていただいたというところがございます。建物といたしましては、令和5年度に町が取得いたしました氷川223番地1ほかの小峰様の居宅と倉庫のほうが主な部分になります。それと先程ご説明させていただきました鉄道の架線柱8本というところになります。あと付属のもの、駐車場等もございますけれども、こちらで約2,400万円の費用が見込まれるという状況でございます。

なお、解体撤去工事におきましてアスベスト調査のほうを実施させていただきますけれども、調査の結果、アスベストが含まれていることが判明した場合には、アスベスト除去作業を行う必要があるということから、今回補正額の中には除去費用として 1,600 万円のほうを併せて計上させていただいているところでございます。

当然、アスベスト調査をやりまして検出されなかった場合には除去作業の必要がございませんので、1,600 万円という金額は不要となりますけれども、見積りの段階で母屋の外壁仕上げ塗料にアスベストが含まれている可能性があるというようなことから、見積り段階では外壁の面積から最大の金額といたしまして予算のほうは計上させていただいたということで 3,220 万円の補正額という状況になります。

建物の大きさという部分では居宅の部分が延べ床面積では 144.64 平米、倉庫が約 10 平米というところと架線柱が 8 本というところが主なものになります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。8 番、宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） ページで 22 ページ、一番下の上の説明の欄、飼い主のいない猫対策事業補助金、これ 30 万円出させていただいて、そのうちの猫に対して 15 万円ということのその補助金の内訳と効果が分かりましたら教えていただきたいんですが。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。原島主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 8 番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

こちらは飼い主のいない猫対策事業補助金でございますけれども、こちらにつきましては、今現在かねてから TNR 活動ということで、動物愛護基金から猫の不妊助成手術無料チケットをいただきながらボランティア団体に活動してもらっていますけれども、ボランティア団体さんの金銭的な負担軽減、それと今後の活動の維持継続を図るためということで、ここで奥多摩町飼い主のいない猫対策事業補助金交付要綱を策定いたしました。こちらで上限額が 30 万円までというところで補助を出していこうというところでございます。

これに歳入のほうがございます、これが東京都の補助金ですけれども、医療保健政策包括補助事業補助金というところで、こちらのほうが 2 分の 1 出るということで 15 万円、それで町のほうも 15 万円ということで上限が 30 万円というところで出すというところの予算となっております。

こちらの対象経費につきましては、やはり猫の治療費等の医療費、それと猫の譲渡等の周知に係る経費、それと猫の保護、譲渡等にかかる交通費や消耗品費の購入ということとなっております。

ボランティア団体さんが今後の活動に維持、経費を回すためこちらの補助金を出したというところで、今後も活動がしやすいようなことで考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 8番、宮野議員。

○8番（宮野 亨君） もう一点、今度20ページなんですけど、民生費のほうの下段で福祉会館費、説明で修繕費増ということで、161万円の中で日本間の畳の予算をつけていただきまして、これがかなり前から言われていまして、そこの日本間を使われている皆さんは、直ると非常に感謝すると思いますんで、一言お礼を申し上げちゃう形になっちゃいますけど、最高の畳とは言いませんが、長もちのするよい畳を入れていただくようお願いと御礼を申し上げます。答弁等は要りません。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。9番、高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

先程の原島議員の質問のところなんですけど、16ページ、庁舎建設整備事業費、住宅等の解体の件なんですけど、先程の課長の説明ですと、架線柱、コンクリートの、あれ8本で2,400万というようなことを言っていたと思うんですけども、確かに年度当初には住宅のほうの解体関係が八百数十万円ということは予算づけされていたんですが、この架線柱の撤去についてはその時点でわからなかったのかなという。できればその辺の読みもしなきゃいけないのかなと思います。

というのは今後、障害物等の撤去等を含めて、また造成等が始まるといろんなことがあると思うんで、あらかじめその辺もつかんで欲しかったなと思います。

それともう一つ、架線柱8本で2,400万というのは結構高いなと思うんですけど、素人目に見てね。1本当たり300万ですか。ということで、撤去の工事内容なんかももし分ければ教えてください。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 9番、高橋議員からのご質問にお答えいたします。

まずはじめに、架線柱の撤去がはじめから見込めなかったのかということでご指摘をいただきました。この点につきましては、今後一体的に撤去物の見積り等を取れるように気をつけていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、架線柱8本の撤去ということで、ちょっと私の説明が足りなくて申し訳なかったんですけども、架線柱の撤去8本ということで、その費用は直接工事費になりますけれ

ども、200 万円の部分になります。ほかの部分は先程ご説明させていただきました居宅とか、倉庫とか含めたそちらの部分の解体撤去費のほうが残りの部分になるというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 4 番、相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

今の高橋議員と同様のところ、16 ページです。先程課長のご説明で、アスベストの除去作業 1,600 万というお話でしたけれども、アスベストの除去作業というのは義務化されているので、事前に調査はされると思うんですけども、やはり高額だと思うんですけど、どういう箇所のアスベストを調査するのか、伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 4 番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

先程の庁舎建設予定地内の住宅等解体撤去工事の中で、私の説明の中でアスベストの除去作業ということで説明させていただきました。その中で事前に調査をすると思いますが、どのようなところをということでございます。調査のほうは先程もご説明させていただきましたが、解体撤去工事の本体工事の中でまず調査のほうをさせていただく予定でございます。実際調査をしないと、どういうところがというのはなかなかこの場で申し上げることは難しいんですけども、前段の見積りの中では先程申し上げましたけども、母屋のほうの外壁仕上げ塗料のほうにアスベストが含まれている可能性があるということで、最大の面積で金額の算出をさせていただきましたので、1,600 万円ということでちょっと高額な見積りになりましたけれども、分かってから補正を組むというとなかなか間に合わないということもございましたので、今回につきましては事前にこの費用も見込ませていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 分かりました。

1,600 万は高額です。大体のこの見積りの中で 1,600 万というのが出てきた。これ外壁の塗料のみの大体の積算なんですよね。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 4 番、相田議員の再質問にご回答させていただきます。

メインは先程の外壁のところというところで見積もっておりますけれども、そのほかに

足場だとか、あとアスベストが飛散しないような養生だとか、作業員の安全を守るための防護服だとか、交通誘導員の費用だとか、あと処分費用、こういったところを全て含めてお見積りを取らせていただいたと。先程申し上げましたとおり、アスベストの調査をやらないと、どういったものが該当するのか、全く該当しないのかというのも分からないところでございますので、先程申し上げましたとおり、メインは外壁の塗料のところになりますけれども、1,600万円ほどの予算を組ませていただいたということでございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員。

○4番（相田恵美子君） 度々すみません。この件については、当初予算830万円でしたけれども、当初予算のときに計上できたのではないかと思いますけど。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 4番、相田議員さんからの再々質問のほうにお答えいたします。

当初予算から見積もれなかったのかということでございます。こちらも先程、原島議員からのご質問にお答えさせていただいたところだったんですが、建物の所有者との交渉につきまして、予算要求時点ではまだ交渉中というところではございました。実際に令和6年2月の末に物件所有者の方と合意に達したというところで、交渉中に見積りを取るところがなかなか難しかったというのが正直なところでございます。

そんなところで全く予算を当初組まないで、9月補正で丸々組むという方法もあったんですけれども、解体撤去工事というのが今年度に見えておりましたので、概算という言い方が今回の金額と正しいのか分かりませんが、830万円という物件移転補償費で算出した取壊し費用が出ておりましたので、これも当然調査したところではございましたけれども、取りあえず当初予算時点では830万円を計上させていただいたというところで、当初で見えていなかったのかというと、交渉中で、どうなるか分からないということもありましたので、今年度に入って見積りのほうと出していただいたということをご理解をお願いします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数26ページ、款07商工費、目01観光総務費、内容は、説明の01投資及び出資金のところなんですけども、奥多摩総合開発株式会社の出資金として20万計上されておまして、先程のご説明ですと、富士音響さんシメジ何とかさん、すみません、聞き取れませんでした。から株を引き取ってくれというお話があって引き取ったということなんです

けども、奥多摩町では奥多摩総合開発の持ち株は何%で、何株を持っていらっしゃるのか。また、こちらの富士音響様方から株を引き取ってくださいという、その経緯を教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 3番、森田議員からのご質問にお答えいたします。

ページは26ページの商工費の01の観光総務費の23投資及び出資金の奥多摩総合開発株式会社出資金というところで、まず奥多摩町が奥多摩総合開発の株のほうを何株持って何%なのかというところでございます。奥多摩総合開発の総株数が4,600株になります。うち奥多摩町につきましては3,612株。割合で78.5%という状況でございます。

次に、今回の経緯でございます。こちらにつきましては、令和6年の7月19日でございますけども、奥多摩総合開発株式会社より町のほうに株式譲り受けのお願いということでお話ございました。経緯といたしましては、富士音響株式会社様というのは以前、長畑の山城屋さんが今工場を使っているところ、そちらのほうに工場を持っておられまして、富士音響様は2株、当時所有をして、そのままずっと所有をされていたところだったんですが、富士音響株式会社様のほうから奥多摩総合開発さんのほうに、工場もないですし、奥多摩との関わりもなかなか薄れて、今までお付き合いというところでやっていただいていたと思うんですけれども、ここでちょっと整理をさせていただきたいというお話がございまして、奥多摩総合開発さん経由から町のほうにお願いできないかというお話がございました。

過去の経緯を調べてみますと、同様に、奥多摩シメジ栽培組合だとか、奥多摩梅生産組合だとか、そういったところがやはり解散等の関係もあったと思うんですけれども、持ち株のほうを奥多摩町さんのほうにということで、合計で12株ほど、過去にも受け入れた経緯がございます。

先程申し上げましたとおり、奥多摩町の保有株数が3,612株ということで、端数の12株というのが同じような経緯で奥多摩町が株のほうを引受けさせていただいたというところでございます。

もう一点のシメジ生産出荷組合さんのほうは、全体の株主さんのほうを見させていただいて、シメジ生産出荷組合というのは実際の活動はされていないのではないかということで、総合開発さんのほうに調べていただきまして、いずれはまた同じようなことになりかねないということもございましたので、ちょっと調査をしていただいて、この同じ機会に

町のほうでお引受けをするということで今回、シメジ生産出荷組合さんも2株お持ちでしたので、合計で4株を町のほうでお受けするというので予算を計上させていただいたというのが経緯でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

特別会計のほうにも関わると思うんですが、19 ページの民生費、目 20 の介護保険事業費のところですか。拠出金等出ていますけれども、4月から訪問介護の報酬が引き下げられて、全国で事業者の倒産が相次いでおります。この間、町のほうの社会福祉協議会で担っていると思うんですが、聞きましたところ、やっぱり苦しいと、報酬下げられて人件費も上げられないということで、人手不足もあって赤字であるというふうなお話を伺ったんですけれども、町のほうで何かしら手だてを取っているのかということと国とかからも何か補助金なりあるのか、補助金というか、町に対する手だてというのはあるのかどうか、教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

ページで申し上げますと19ページです。介護保険事業の繰出金の部分で、訪問看護の報酬が引下げになったというところで、社会福祉協議会で赤字で苦しいというお話があるということで議員からはお話がございました。実際、社会福祉協議会のほうから町に対して正式なそのようなお話自体というのはまだ現状ないところでございます。当然そういう状況で、今後町に対しても要望なり、或いはそういうこともあるかもしれません。

現状、まだそうした状況でございますので、今何かという手だてという部分ではちょっと今はないということにはなりますけれども、また国のほうから何かあるかという点についても特に国から何かあるかということもございませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） ページで言うと16ページです。先程からありましたが、企画費、事業（03）庁舎建設整備事業費の節08の旅費のほうなんですけれども、木造庁舎の視察ということで、そちらがどちらにあるのかというのが分かっていたら教えていただきたいのと、1ページ前に戻りまして、西栗倉に行かれるということで、こちらの視察の目的とい

うか、内容というか、期待されているところをお聞かせ願いたいです。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 2番、伊藤議員からのご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問にお答えいたします。ページ16ページの庁舎建設整備事業費の中の旅費で、職員視察旅費のところ、私のほうで庁舎建設に伴う先進地視察ということでご説明を差し上げて、視察先はどちらかというご質問かと思えます。こちらにつきましては、現在実施しております実施設計業者のほうに視察候補地のほうを上げていただきまして、令和3年10月に完成をした地域産木材を使用した木造木質化庁舎で、今回の庁舎建設の参考にもさせていただいております京都府の京丹波町の新庁舎の視察を予定しているところがございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 町長。

○町長（師岡 伸公君） 西栗倉の出張ですけれども、これは、実は私のほうからお願いをさせていただいた内容で、コロナ禍の4年間、外へ行って勉強する、研修するという機会がちょっとなくて、その頃から西栗倉はいろいろな形で先進地区であったので、機会を狙っていたんですが、ワクチン接種ですとかいろんなことがございまして行けなかった。ここで先方に関係ある方にちょっとお願いしたら、では行きましようかという話になりまして、皆様に予算をお諮りしているところなんですけれども、奥多摩よりも人数が少ない村でありながら、地域おこし協力隊が二十何人と非常に多い中で村おこしをしている。それから、奥多摩でも今、官民協働というか、民間の企業者が多数入っていただいて、まちおこし、まちの活性化に努めていただいていますけれども、ここもやはりIターン組が相当活躍しているという状況ですから、この辺のノウハウをどのようにして奥多摩町に取り入れられるか少し勉強したいということで提案をさせていただいています。よろしく願いいたします。

私一人で行っては心もとないので、今、若い職員に候補者を依頼して一緒に今後のまちづくりのために見てもらいたいなとも思っております。

○議長（小峰 陽一君） ちょっと確認しますが、15ページの町長の視察に16ページの職員もついていくという格好でよろしいんですか。企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 議長からのご質問でございます。15ページの町長・副町長視察等旅費、負担金も含めなんです、こちらの部分については町長と先程町長がおっしゃられました若手職員2名を予定しておりまして、こちらのほうに計上させていただ

いております。庁舎建設整備事業費、先進地の研修視察につきましては、今現在庁舎建設に関わっております企画財政課と環境整備課の職員のほうで視察のほうを考えておりますので、そちらを計上させていただいております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 分かりました。

ほかに質疑ありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数 22 ページ、款 04 衛生費、目 02 予防費、(02) 感染症予防対策事業費として 2,287 万 9,000 円が計上されておりますが、10 月から行われるレプリコンワクチンのことだと思っておりますけれども、先日もNHKのニュースで、ワクチンによる被害の方がたくさん出たというニュースがありまして、今回のこのレプリコンワクチンは結構危険だという話が世間では出回っているんですが、町のほうでそのような注意喚起とかをお考えでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3番、森田議員のご質問にお答えいたします。

ページは 22 ページの感染症予防対策事業費の部分でございます。議員からはレプリコンワクチンということのご質問でございますけれども、今回予算計上させていただいているものについては新型コロナウイルス感染症の関係のワクチン接種に対する委託料の費用を計上しているということでございます。

危険であるというような、その周知の方法はどうするのかというところでございますけれども、今後このワクチン接種については、従来の集団接種から医療機関、個別の接種に 10 月から変わっていくというところでございます。当然、医療機関で接種する際には、それらの説明というか、個別にはしていくということにもなります。

町として接種に関する広報という部分では、注意喚起という部分がどういう形でできるのかとあるんですけれども、接種関係についてのお知らせについては引き続き広報等でまた周知はしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

22 ページ、今の森田議員の質問と関連する質問をさせていただきます。只今のご説明で

課長から注意喚起というお言葉が出ましたけども、私自身ワクチン接種して副反応が出たタイプなので、大変苦勞いたしました。そういうことも含めましてワクチンの副反応について具体的な注意喚起というか、町民に対しての周知は必要なのかなと思いますけど、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

今のワクチン接種に関する部分の副反応などの周知をどのように考えているかということで、先程森田議員のご質問に対して、個別接種ということで各医療機関でそれぞれ各先生方がそれぞれの説明をしながらやっていくんだろうというふうに思います。町としては先程申し上げたように、副反応に対する部分ということで、どのような形で周知ができるのかについては内部でも検討させていただいて、それに対して広報等でPRできるものであればしていきたいというふうに思いますが、いずれについても一度内部的に検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。10番、原島議員。

○10番（原島 幸次君） 10番、原島です。

1件お聞きしたいんですが、ページ数が30ページの款10の教育費、目02、節18、これは教育文化振興事業費2,126万5,000円当初予算で計上されているんですが、今回、補正予算で負担金補助として178万円が計上されております。海外派遣事業というようなことをお聞きしたんですが、これに対して当初から見ると何が違ったのか。人数が増えたのか、或いは旅行の旅費が増えたのか、その辺詳しくお聞きかせさせていただいて、これだけの予算を組んでいて当初予算に組み入れられなかったのはちょっとどうなのかなと思います。或いは急遽どうしても人数をもっと行かせてくれという学校からの要望なのか、その辺お聞きいただければありがたいなど。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 10番、原島議員のご質問にお答えします。

質問内容としましては、海外派遣事業について当初予算から予算が増えたということで、増えた原因等を教えてというご質問だと思います。こちらの部分につきましては、当初の予算につきましては1,343万円で、この旅費部分は予算を組んでおります。それで今回補正予算のほうを178万円補正させていただきました。こちらの内容につきましては、当初、予算を組んだときからまた円安が進みまして、旅費のほうがかさむような形になっております。

それと、当初、中学生が10名、あと添乗が4名という形で予算を組んでいるんですけども、行く子どもの数が11名という形に1名増えております。そのような関係で予算のほうに少し足らなくなったという形で補正のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 度々すみません。ページ数が26ページ、款07商工費で、観光施設維持管理費で観光アプリ改修業務委託でデジタルスタンプラリーのお話を先程伺いましたが、このデジタルスタンプラリーは、地域としては奥多摩だけではなく西多摩全域でなさるのでしょうか。そして、もし奥多摩だったらどこがスタンプの場所かとか、詳しいお話を少し聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 3番、森田議員のご質問にお答えいたします。

予算書26ページ、商工費の中の日02観光施設費、観光施設維持管理費の中の委託料、観光アプリ改修業務委託についてのご質問かと存じます。こちら説明で、今回秋の新たなイベントということでオータムウォークということで、春のセラピーウォークは、むかし道、氷川から小河内にかけてでございますが、今回新たに古里駅を出発して、大多摩ウォーキングトレイルを歩いていただいて奥多摩駅をゴールというような形の設定を今予定しているところでございます。

こちらデジタルスタンプラリーということで、議員からはその地域ということでご質問ありましたけれども、地域については町内のみを今回は予定しております。今回のオータムウォークに係る部分という形で、大多摩ウォーキングトレイルの中で3か所程度スタンプラリーの場所を選定できないか、担当としては今考えているところでございます。現地はまだ具体的ではないということをご理解いただきたいと存じます。

なお、時期は11月の上旬を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

ページ数は20ページ、款03民生費、項02児童福祉費、目02児童措置費、事業(02)児童手当費、節12委託料、説明のところの委託料、児童手当システム制度改正作業委託のところでございます。児童手当の所得制限が撤廃されて全員に行き渡ることになったのは

喜ばしいことだと思います。全員に支給されるのはいつからなのか。そして、その児童手当のシステムの委託先はどこなのかということをお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 保健福祉課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

ページは、20 ページの児童手当費の部分でございます。まず、申し訳ありません、対象者がいつからという質問、いつからですか。失礼しました。支給については今年の令和6年10月から開始になりまして、令和6年の12月から支給が初回となります。2か月分を支給していくということで、それがずっと隔月ごとに支給されていくということと、あとシステム会社がどこかということがございますけれども、少々お待ちください。ちょっと申し訳ございません。後程そこは。申し訳ございません。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） システム系ということですので、電算の係もうちのほうを抱えている関係で、町のほうは基本的に機関係のシステム中心がJIP、日本電子計算という株式会社になっております。恐らくそちらのベンダーしか改修等ができませんので、そちらの方向になっていくということになります。ただ、これも以前から申し上げておりますとおり、契約の手続というものは、指名委員会を経て正式に決めるものですので、確定ではないということ、前提という中での話でご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） すみません。ページで言うと29ページです。款10教育費、項02小学校費、目02教育振興費、事業(03)古里小学校教育振興事業費の説明のところ、備品購入費、指導書と。これは教育支援員の方の指導書を購入するということによろしかったでしょうか。それで、質問としては、今、奥多摩町に教育支援員は何名いらっしゃるのか、差し支えなければどういう指導書をお使いになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4番、相田議員のご質問にお答えします。

只今の項02小学校費の目02教育振興費、事業名が古里小学校の教育振興事業費で、備品購入費で指導書の購入ということで、こちらの指導書は教育支援員等が使っているのかというご質問です。こちらの部分は、古里小学校指導書のほうは、小学校の算数、道徳、理科の部分を買っております。

ご質問のほうは教育支援員は何名いるのかという話と、どのような指導書ということで、

質問の答えが前後してしまいまして申し訳ありません。今の教育支援員のほう、古里小学校が4名です。氷川小学校が3名、奥多摩中学校が2名という形になっております。今、ご質問の古里小学校のほうは、今お答えしたところの教科書を買っておりまして、指導書のほうが国語、道徳、理科、社会となっております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第52号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第52号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、14時5分から再開します。

午後1時54分休憩

午後2時05分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第53号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第53号の質疑を終結します。

次に、議案第53号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第53号について原案に賛成の議員は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第54号の質疑を終結します。

次に、議案第54号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第54号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第54号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の質疑を行います。大澤議員。

○5番(大澤由香里君) 5番、大澤です。

6ページの国庫支出金と都支出金の959万7,000円と76万6,000円の保険証廃止に伴うマイナ保険証の手続に関するお金ということですが、内容を詳しく教えてください。

○議長(小峰 陽一君) 住民課長。

○住民課長(岡部 優一君) 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

まず歳入の6ページの国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金959万7,000円の内容ということですが、先程ご説明させていただきました都支出金の次の特別交付金にも関わる部分でございます。歳出でご説明させていただいたところの7ページ、款01総務費、項01総務管理費、目01、事業(01)の一般管理費でございます。こちらの中でメインといたしましては、12の委託料、国民健康保険システム改修費が主な内容でございます。この中で大きく分けまして、まず1つでございますけれど、12月2日以降の健康保険証廃止に伴いまして、事前に奥多摩町の国民健康保険の加入しております被保険者の方の医療情報の登録がありますマイナンバーの下4桁の通知をお送りするという事業がございます。そのシステム改修と併せてお手紙のほうを送付いたしますので、郵券

代等がかかる予定となっております。

それともう一つが同じくその委託料の中なんですけれども、12月2日以降に保険証廃止に伴いまして、昨日ちょっとお話がございました資格確認書、或いは資格確認情報のお知らせ、こちらを交付する準備といたしますか、交付できるためのシステム改修が主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） では、議案第55号については異議ありということで、これより討論を行います。

はじめに、議案第55号について反対の議員の討論を行います。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

本議案は、国による今年12月の保険証廃止に向け、現在の保険証の発行を廃止するリーフレットやマイナ保険証を持たない人には保険証の代わりとなる資格確認書及びマイナ保険証を持っている人には資格情報のお知らせを郵送するための都からマイナンバーの下4桁をお知らせするための委託費用ということです。

第50号議案の質疑でお答えいただきましたように、マイナ保険証の利用率は低迷しています。本町では、国保加入者のマイナ保険証保有率が56.86%で、そのうち利用率は11.00%、後期高齢者でも保有率が51.4%、利用率が7.54%で、全国平均の保有率58.77%、利用率10.99%とほぼ同程度とのことでした。

マイナ保険証の利用率が低い理由は、現行の紙の保険証で何も不都合がなく事足りているからであり、逆に誤登録などのトラブルが多発しているマイナ保険証は、国民、町民の信頼を得られていないということの現れでもあります。国民の不安が払拭されていないままの保険証廃止はやめるべきです。

そもそも保険証の廃止をしなければ必要のない補正予算であり、保険証とマイナンバーカードの一体化を行い、保険証廃止を進めることである本議案には反対といたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、賛成討論を行います。賛成の討論を発表できる方いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） では、反対の討論をできる方、お願いできますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ないようですので、以上で、議案第 55 号の討論を終結します。  
これより日程第 5 議案第 55 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 55 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 56 号の質疑を終結します。

次に、議案第 56 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 56 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 56 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 57 号の質疑を終結します。

次に、議案第 57 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 57 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第 57 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 58 号の質疑を終結します。

次に、議案第 58 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 58 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第 58 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 59 号の質疑を終結します。

次に、議案第 59 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 59 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第 59 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 60 号 パッカー車（塵芥収集車）購入契約についてを議題とします。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） 議案第 60 号 パッカー車（塵芥収集車）購入契約についてご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。提案の理由でございますが、予定価格が 700 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、パッカー車（塵芥収集車）購入でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、924 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町川井 800 番地 1、朝日運輸整備工場工場長、柴田勝則氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

なお、本契約につきましては、去る 7 月 25 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、9 月 4 日が本契約となります。

事業概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 議案第 60 号 パッカー車（塵芥収集車）購入契約の概要につきましてご説明を申し上げます。

入札調書の次のページ、仕様書をご覧ください。

第 1、総則ですが、(1)として、この仕様書は、塵芥収集車 1 台について定めることとしております。

(2)として、この仕様書は、奥多摩町が購入する塵芥収集車に適用し、構造、機能及び架装については本仕様書によるものとするとしております。

(3)として、納期につきましては、6 月の第 2 回議会定例会におきまして債務負担行為により期間を令和 7 年度までと承認していただきましたので、令和 8 年 3 月 13 日までとしております。

第 2 の主要構造につきまして、乗車定員は 2 名、最大積載量 2,900 kg 以上、排気量は 2,999 c c で 6 速のマニュアルトランスミッション、架装容積 5.0 m<sup>3</sup> 以上です。バケットの容量は 0.3 m<sup>3</sup> 以上、積込み・排出方法は、回転ダンプ式、投入口は幅 1,400 mm 以上、高さ 750 mm 以上でございます。

第 3、仕様の (1) 車両ですが、町内の道路事情から 3 トン車クラスの中では小回りの利く等の理由から、①車種については、いすゞエルフ MT、②形式は、2 R G - N M R 88 M - E J 5 A P Y - M を指定しております。

次に、③から次ページをお願いいたします。⑮までは標準仕様ですので、説明を省略させていただきます。

⑯につきましては、交通事故対応や委託事業者に安全運転を心がけてもらうために、新

たにドライブレコーダーを装着装備しております。

次に、(2) 架装から次のページ4、補則までにつきましては、塵芥収集車の標準的な使用でございますので、説明は省略させていただきます。

次ページをお願いいたします。塵芥収集車の外形図を添付しておりますので、後程ご確認いただければと思います。

以上で、議案第60号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(小峰 陽一君) 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第60号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第60号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第60号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第60号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第60号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第61号 ポンプ自動車購入契約についてを議題とします。企画財政課長。

[企画財政課長 杉山 直也君 登壇]

○企画財政課長(杉山 直也君) それでは、議案第61号 ポンプ自動車購入契約についてご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧いただきたいと思います。提案の理由でございますが、予定価格が700万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

- 1、契約の目的は、ポンプ自動車購入でございます。
- 2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。
- 3、契約の金額は、2,717万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都八王子市中野上町2丁目31番1号、日本機械工業株式会社本社営業部部長、山下康弘氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

なお、本契約につきましては、去る7月24日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、9月4日が本契約となります。

事業概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第61号に係りますポンプ自動車の概要について説明させていただきます。

タブレット端末、入札調書の次のページをご覧ください。ポンプ自動車購入仕様書でございます。

次のページをご覧ください。第1の総則、この中の1から7では、町が購入する消防ポンプ自動車のシャーシ、艀装などについてこの仕様書で定めることとしております。また、車両は堅牢、強固で関係法規等に適合し、各種に使用する材料、部品等は耐久性に富む新品を使用することとしており、細部及び疑義については町の見解によるものとしております。

8の納車等に関する項目では、使用の本拠を奥多摩町氷川1510番地としておりますが、今回の車両は第4分団栃久保詰所にて使用されます。

9の納入期限につきましては、令和8年3月25日としておりますが、これは本年6月開催の第2回町議会定例会で一般会計補正予算（第1号）としてご説明し、ご決定をいただきました債務負担行為を設定したことによるもので、令和6年度及び令和7年度の2か年で車両を製作し、納車するものです。

次のページ、12の廃車車両ですが、現在第4分団で使用している車両は、平成18年の初年度登録で、ポンプ自動車の更新基準であります18年を経過する状況にあるため、今回更新を図るものでございます。

以降のページは、車両の諸元や艀装並びにポンプ自動車の艀装図について記載してございますが、内容につきましては、これまで導入してきました車両と基本的に同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い

いたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 61 号の質疑を行います。質疑はありませんか。3 番、森田議員。

○3 番（森田 紀子君） 3 番、森田です。

この車両は、いすゞとかそういうメーカーはどこなんでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 3 番、森田議員のご質問にお答えいたします。

ポンプ自動車のメーカーについての質問ということでございます。仕様書のほうには特に自動車メーカーの名前は入ってございません。ただ、第 2、車両の諸元というところで、タブレットページの 6 ページになりますけれども、ここにホイールベースとか各車両の全長、全幅等が書いてございます。基本的には各分団の希望もございまして、最終的には、いすゞの車両寸法を参考にしているというようなところでございます。

先程パッカー車のほうでもお話があったかと思うんですけども、町の地形上、曲がりくねったりしているところがございますので、ほかのメーカーにもあるにはあるんですけど、ちょっとホイールベースが長くて小回りが利かないとかいうそういったデメリットもあるという中では、基本的にはいすゞ製を導入していく方向でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 61 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 61 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 61 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第 61 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 62 号 もえぎの湯外壁等改修工事請負契約についてを議題とします。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第 62 号 もえぎの湯外壁等改修工事請負契約についてご説明させていただきます。

1 ページをご覧いただきたいと思います。提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、もえぎの湯外壁等改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、7,590 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社代表取締役、佐久間藤樹氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

なお、本契約につきましては、去る 8 月 27 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、9 月 4 日が本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） それでは、議案第 62 号の工事概要につきましてご説明させていただきます。

タブレットの 3 ページをお開きください。工事概要でございます。

工事件名は、もえぎの湯外壁等改修工事でございます。

工事場所は、奥多摩町氷川 119 番地 1 でございます。

工事期間は、令和 7 年 3 月 28 日まででございます。

もえぎの湯につきましては、平成 10 年 7 月 18 日の営業開始より約 25 年が経過し、建物各所に劣化や機器の不調などが発生しており、施設運営に支障が生じていたことから、令和 3 年度に建物調査委託を実施し、施設の改修を計画いたしまして、今回の工事は、当該計画に基づくものとなります。

なお、前年度、令和 5 年度は主に大浴場等の改修工事を実施したところであり、今年度

令和6年度は2か年目として外壁等の改修を行うものであります。

それでは、工事の概要をご説明いたします。

施設改修工事といたしまして、建築、電気設備、機械設備の改修を行うもので、改修箇所といたしましては、屋外、露天風呂、玄関、休憩室、厨房、事務所兼倉庫、従業員室、トイレについて資料に記載の内容でそれぞれ改修を行い、壁、床、天井は、資料に記載の各箇所の改修を行うものであります。

次ページ以降は改修箇所の主な図面となります。4ページをご覧ください。2階の改修後の平面図でございます。赤線で囲いました箇所は、今回改修する主な箇所となります。

まず図面の左側、休憩室、食堂の改修ですが、畳敷きを現状の42畳から10畳として、主にフローリングで椅子、テーブルの形式に変更し、川側にカウンターを増設するものです。

図面の右は、厨房、事務所、トイレ等の改修ですが、厨房はステンレスフード等を、事務所兼倉庫は冷蔵冷凍庫を、従業員室は空調機を更新するとともに、それぞれ出入口扉を改修するものでございます。また、トイレは、衛生器具、トイレブースを更新するほか、ジェットタオル、ベビーシートを新設するものです。

5ページをご覧ください。施設南側、多摩川から見た改修後の立面図となります。1階休憩室の窓を更新するほか、下段の凡例に記載のとおり、主に屋根や外壁などを高圧洗浄の上、塗料の塗り替えの改修などを行うものでございます。

以上で、議案第62号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第62号の質疑を行います。質疑はありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

今年の4月にリニューアルされてから私も何度か行かせていただきました。以前と違うところは高級感があるような感じで、清潔感も増して明るい感じのもえぎの湯になっていました。

これだけの工期と予算を使うわけですから、町としては広報、PRをどのように考えて今の時点で計画等があるのかということをお伺いします。

もう一つなんですけど、前回の6月議会でも澤本議員から質問がありましたけど、アスベストの件なんですけど、アスベストは全面除去されたのかということをお伺いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、リニューアル後の町としての広報、現時点のところということで、議員におかれましては、4月の大浴場のリニューアル後をご利用いただいているということで、ありがとうございます。おかげさまでこれまでですけれども、前年に比較して今年に入りリニューアル後、前年より8月末の段階では延べでは前年より利用が多い状況がございます。

ただ、この夏、猛暑と、8月は中旬以降、天候が余り芳しくなかったような状況もありまして、月別ですと、7月、8月は昨年より若干減少しているところでございますが、今後、まず今年は大浴場、露天風呂含めてリニューアルしておりますので、引き続き今年もリニューアルを行い、更に今回、今年度の改修で、主に食堂のところが大きく変わるところでございますので、これまでは畳敷きで、なかなか上に上がってという形で座面という状況でございましたけれども、今の利用形態に添う形ということで、フローリングにしてテーブル・椅子というところと、あとは多摩川の景観もありますので、川沿いにカウンターを設置して、個人客も多いというところの中で、そういったところをお風呂だけでなく、食堂の中でもご利用いただけるような形で予定をしているところでございます。

こちらについては指定管理者という形で奥多摩総合開発株式会社に管理運営をお願いしているところでございますが、今年のリニューアルのときにも奥多摩町民の方に無料の利用の期間等も設けた状況もありますので、町民の方はもちろんですが、町外の方にも広く利用いただけるような形で町ホームページ、もしくは観光協会のホームページ、第三セクターのホームページ等も活用しながらPRに努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目でございます。アスベストに関連してということでご質問ございましたけれども、昨年度、もえぎの湯を改修した際には、大浴場の浴槽部分、もしくは露天風呂の下地材のところという形で判明したところでございますが、現時点、今回の改修箇所についてはアスベストについての関連工事を予定していないところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。町長。

○町長（師岡 伸公君） 相田議員さんの質問、PRをどういうふうにしていくかということですが、投資したものは必ず回収しなくてはいけないということではありませんけれども、特に観光事業につきましては、これは絶対改修しなきゃいけない。言い方は

悪いですが、稼がなきゃいけないということですね。指定管理施設もそういう気持ちを強く持ってやらなきゃいけない時代に来ています。前からそのはずなんですけどね。私もいろんな会合で指定管理の方と話しますが、そこは非常に厳しく言っています。もうけようぜ、やっぱり稼がなきゃ、町が出資したり、こうやって回収しているんだから、そこに甘んじないでこれからやっていこうというふうに考えて常々言っています。

PRの方法も今、様々な媒体がありますので、効果的にそれを駆使してやっていきたいと思っていますが、議員皆様からもいろんなヒントをいただければありがたいかなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） ありがとうございます。奥多摩の観光の拠点となっていくんだと思うんです、もえぎの湯は。丹波や小菅にも温泉ありますけれども、奥多摩のもえぎの湯はいいよと言われるようにしていけたらいいんじゃないかなと思っております。

今、町長がおっしゃいましたように、やっぱり稼がなくてはどういうところを主として、町もそうですけども、総合開発さんのほうも頑張っていたきたいなと思います。

工事期間が来年の3月の28日までということで工事概要には書かれてあるんですけど、いつから開始になるのか、具体的に決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4番、相田議員の再質問にお答えいたします。

工事期間がいつからかのご質問でございますが、現時点、12月からの予定で3月までの約4か月間を臨時休業の上、改修工事を予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第62号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第62号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第62号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 62 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 陳情の受付について、6 陳情第 1 号、日程第 14 陳情の受付について、6 陳情第 2 号までの陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（新島 和貴君） それでは、朗読します。

議請願第 1 号 令和 6 年 9 月 4 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長小峰陽一。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 2 件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 3 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、6 陳情第 1 号、受付年月日、令和 6 年 8 月 9 日、件名、「マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を図るよう国への意見書提出を求める陳情書」。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台 5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、宮崎透他 1 名。

次に、番号、6 陳情第 2 号、受付年月日、令和 6 年 8 月 9 日、件名、「民間建築物に係る石綿（アスベスト）等含有調査への助成制度を求める陳情書」。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台 5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、宮崎透他 1 名。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。只今議題となっております 6 陳情第 1 号、6 陳情第 2 号については、会議規則第 37 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、6 陳情第 1 号については、所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、6 陳情第 2 号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

今会期中に審査を終了するようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月6日となっておりますので、明日9月5日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) ご異議なしと認めます。よって、明日9月5日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、9月6日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員